



# 営農NEWS



## 茨城県が育成した登録品種の自家増殖の取り扱い について

国内で育成された優良品種の種苗が、海外へ流出して無断で栽培されることを防ぐ主旨から、令和2年12月に国の改正種苗法（登録品種と育成者権者の権利を守り、品種の育成を促進するための法律）が成立しています。これに伴い令和4年4月1日から、生産者が登録品種（種苗法の品種登録制度により、国に登録された品種）の収穫物の一部を次期の種苗として利用する「自家増殖」については、育成者権者（品種を育成したものの権利）の許諾（利用に必要な契約）が必要になります。

そこで、茨城県では県が育成者権者となっている県オリジナル品種などについて、その取扱いを下記のように定めて通知しています。

- 1 県内生産者が自家増殖を行う場合は
  - ・従来通り許諾契約を締結せず、無償で自家増殖を行うことを可能とします。
  - ・ただし、県内生産者が県登録品種の種苗を購入する場合は、自家増殖の状況を確認できる体制をとるため、利用条件等を記載した同意書に署名し、種苗生産の許諾先へ提出することを条件とします。
- 2 県外生産者が自家増殖を行う場合は
  - ・許諾契約の締結を条件とし、無償で自家増殖を行うことを可能とします。

### 作物別の利用制限と許諾の要否、許諾方法について

作目	品目の種類	栽培区分	自家増殖			許諾方法
			生産者区分	可否	許諾契約	
作物	水稲：いばらき IL2号 加工用水稲：いばらき糯36号 酒米：ひたち錦 べにばないんげん：常陸大黒	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能。ただし、「常陸大黒」は協議会の加入が必要。
	水稲：ふくまる SL※、一番星 陸稲：ひたちはたもち	限定なし	県内 県外	可 可	不要 必要	許諾契約なく自家増殖が可能。 許諾契約を結べば自家増殖が可能。
果樹	なし：恵水、早水	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能。
野菜	いちご：いばらキッス、ひたち姫 ねぎ：ひたち紅っこ（赤） しそ：ひたちあおば	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能。ただし、「いばらキッス」は協議会の加入が必要。
花き	カーネーション：さんご、きらり きく：常陸サニールビーなど注1) せんりょう：紅珠、黄珠 芝：つくば姫、つくば輝、つくば太郎	県内限定	県内	可	不要	県内生産者は許諾契約なく自家増殖が可能。
	グラジオラス：プリンセスサマーイエローなど注2)	限定なし	品種特性を維持するためには、高度な技術を要し、品質の維持が困難なため、県内外を問わず生産者による自家増殖は許諾しない。			
飼料作物	イタリアンライグラス：はたあおばなど注3)	限定なし	他殖性植物であり、品種本来の特性を維持できないため、県内外を問わず生産者による自家増殖は許諾しない。			

注1) の品種：常陸サニールビー、常陸サマーブルー、常陸サマールージュ、常陸サマーシルキー、常陸オータムゆうひ、常陸サマーライト

注2) の品種：プリンセスサマーイエロー、常陸あけぼの、常陸はなよめ、常陸はつこい、常陸11号※

注3) の品種：はたあおば、アキアオバ3、ハルユタカ、那系33号

注4) 品種右の※印は、品種登録出願中のものです。

なお、上記の詳細な内容について、[県ホームページの農林水産部・農業技術課サイトに掲載してあります。](#)

農薬使用の際は、必ずラベル及び登録変更に関するチラシ等の記載内容を確認し、飛散に注意して使用して下さい。

※営農NEWSはJA全農いばらきホームページでもご覧になれます。



農機営農支援部 営農支援課

電話：029-291-1012 FAX：029-291-1040